

徳島県企業管理規程第九号

徳島県企業局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県企業局会計年度任用職員給与規程（令和二年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二「技能労務」の項中「1級29号條」を「1級13号條」に、「1級41号條」を「1級25号條」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。